

栃木県議会議長 三 森 文 徳 様

2013年1月22日  
日本共産党栃木県委員会  
委員長 小林 年 治  
前栃木県議会議員 野 村 せつ子

## 政務調査費の使途を拡大する「条例の一部改正」に反対する申し入れ

栃木県議会は、地方自治法改正(2012年9月5日公布)にともない、会派に交付されている政務調査費を「政務活動費」として使途を拡大する内容の「栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正」を検討中です。施行日の3月1日までに上程、採決されるものと思われます。

今回の政務調査費に関する地方自治法改正の特徴は、名称を「政務活動費」とし、充当できる経費として「調査研究に資する活動」に「その他の活動」を加え、その活動の範囲は条例によって定めることとされ、議長に使途の透明性確保の努力義務が課せられました。

日本共産党は、政務調査費を「政務活動費」に改め、調査研究その他の活動へと使途の制限を取り払うことに国民の理解は得られないとして、法改正に反対しました。

これまでも栃木県議会の政務調査費については、2008年度より施行された現行マニュアル実施後も、県民から支出の妥当性や透明性を疑問視する声上がり、日本共産党以外の会派への交付額の一部返還を求める住民訴訟が提訴されました。現行制度への県民の理解が不十分なまま、さらに使途を拡大し、疑惑と懸念を拡大するような条例改正では、問題の解決にはつながりません。

政務調査費をめぐる一番の課題は、使途の拡大ではなく、税金の使途としてよりふさわしいものにし、透明性を高め、そのことによって県民の信頼を回復することです。

また今回の地方自治法改正は、解散・総選挙をめぐる政局のなかで十分な審議も保障されず、報道でも大きくとりあげられることもないまま可決・成立させられました。そして県条例改正(案)も、パブリック・コメントが実施されたものの、政権交代直後のことで、県民に周知されるには至っていません。こうした点を考慮するなら、宇都宮市議会のように条例改正を「名称の変更」ととどめ、時間をかけて使途等の内容を協議することも選択肢とすべきです。ついては、日本共産党として、下記のとおり申し入れるものです。

### 記

1. 政務調査費の使途を拡大する「条例の一部改正」を行わないこと。
2. 政務調査費について、県民の理解が得られる制度への改善や透明性の確保に務めること。

以上